

三重県営スポーツ施設樹木・緑地・芝生管理業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 三重県営スポーツ施設樹木・緑地・芝生管理業務委託
- 2 業務実施場所 ①鈴鹿市御園町 1669 番地 三重県営鈴鹿スポーツガーデン
（三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）内
②松阪市立野町 1370 番地 中部台運動公園
三重県営松阪野球場内
- 3 委託業務内容 別紙「三重県営スポーツ施設樹木・緑地・芝生管理業務委託仕様書」のとおり
- 4 業務委託期間 2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日 60 ヶ月
- 5 業務委託金額 金 円
（うち消費税及び地方消費税 円）
- （内訳）
- | | | |
|----------------|---|----|
| 三重県営鈴鹿スポーツガーデン | 金 | 円 |
| （うち消費税及び地方消費税 | | 円） |
| 2019 年度 | 金 | 円 |
| 2020 年度 | 金 | 円 |
| 2021 年度 | 金 | 円 |
| 2022 年度 | 金 | 円 |
| 2023 年度 | 金 | 円 |
- 三重県営松阪野球場
- | | | |
|---------------|---|----|
| | 金 | 円 |
| （うち消費税及び地方消費税 | | 円） |
| 2019 年度 | 金 | 円 |
| 2020 年度 | 金 | 円 |
| 2021 年度 | 金 | 円 |
| 2022 年度 | 金 | 円 |
| 2023 年度 | 金 | 円 |
- 6 契約保証金 免除

上記の委託について、委託者 公益財団法人三重県体育協会（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下「乙」という。）とはおののおの対等な立場における合意に基づいて、別添条項によって委託契約を締結し、双方信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

この契約の証として本書 2 通（保証人のある場合は 3 通）を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保有する。

2019年4月1日

委託者 三重県鈴鹿市御園町 1669 番地
代表者 公益財団法人三重県体育協会
理事長 東 地 隆 司

受託者 (住所又は所在地)
(名称及び代表者名)

受託者がこの契約による債務を履行しない場合において、その履行をなす責を負う

委託業務完成保証人 (住所又は所在地)
(名称及び代表者名)

三重県営スポーツ施設樹木・緑地・芝生管理業務委託契約書の条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の委託業務契約に関しこの契約書に定めるほか、仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(委託業務の実施)

第2条 乙は、この契約書及び仕様書に基づき、甲の指示監督に従い委託業務を誠実に実施しなければならない。

2 仕様書に明示されないもの又は疑義があったときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲の指示を受けるものとする。

(実施計画表)

第3条 乙は、契約締結後10日以内に、仕様書等に基づく実施計画表を作成し、甲に提出するものとする。計画を変更したときも同様とする。

2 甲は、実施計画表について遅滞なく審査し、不相当と認めたときは、乙に訂正を求めるものとする。

(業務報告)

第4条 乙は、甲の定める書式(別添)による業務日誌、その他の記録及び必要に応じて作業写真を添えた作業報告書又は作業完了報告書を作成し、その都度作業場所の管理事務所長に提出しなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ又は担保に供することはできない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(委任又は下請)

第6条 乙は、この契約の履行について業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(監督員)

第7条 甲は、各業務実施場所に対する監督員を選任したときは、乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

なお、甲より通知がない場合は契約担当者を監督員とするものとする。

(現場代理人等)

第8条 乙は、次の各号に掲げる者を定め、現場代理人等通知書により甲に通知しなければならない。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者

2 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができるものとする。

(現場責任者に対する措置要求)

第9条 甲は、現場代理人若しくは主任技術者が、業務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、この結果を、請求を受理した日から10日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。

(無償供与及び物品の支給)

第10条 甲は、乙が業務遂行に必要な電気、ガス、水道、消耗品及び施設を無償で提供するものとする。

2 乙は、電気、ガス、水道、消耗品及び施設の使用については、極力節減し、効率的な使用に努めなければならない。

(緊急の措置)

第11条 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営松阪野球場の管理上、緊急の措置を要するときは、甲は、乙に対し、所要の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、そのとった措置について遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 前項の規定による措置に要した経費のうち、委託金額に含めることが不相当と認められる部分の経費については、甲は、乙と協議の上これを負担するものとする。

(業務実施上の損害)

第12条 乙は、業務実施にあたり、甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

又、第三者に損害を及ぼしたときも同様とする。

ただし、これらの場合において、その原因が甲の責に帰する事由によるとき、天災、火災、盗難その他不可抗力によるもの、又は、乙が契約に基づき善良な業務の遂行を怠らなかつたと甲が認めるときは、この限りでない。

(委託金額の変更)

第13条 社会・経済情勢の変動があっても頭書の委託金額及び業務の内容を変更することができないものとする。

(委託金額の支払)

第14条 甲は、乙による業務の対価として、乙がこの契約書、仕様書に従い適切に業務を実施していることを甲が確認することを条件として、委託金額を次の区分により毎月の委託料として、消費税相当額とともに、乙の請求により支払うものとする。なお、甲による

業務の確認は、乙が甲に対して提出する業務報告書又は現場確認を通じて行われるものとする。

区 分	金 額
三重県営鈴鹿スポーツ ガーデン 2019年4月から 2024年3月までの毎月	金 円（消費税等別途）
三重県営松阪野球場 2019年4月から 2024年3月までの毎月	金 円（消費税等別途）

- 乙は、前項の請求にあたっては、当該月の翌月の10日までに甲に請求書を提出するものとする。
- 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託金額を支払うものとする。
- 甲の業務確認により、甲が求める仕様（この契約書、仕様書）を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は乙に対して当該事項の是正を勧告（以下「是正勧告」という。）することができる。
- 甲が乙に対して是正勧告を行ったにもかかわらず、当該是正勧告の対象となった事項が一定の期間内に是正されない場合、甲は、乙に対して支払う委託金額を減額するものとする。

なお、かかる委託料の減額は、甲が求める仕様を客観的に満たしていない事項の発生時点の如何にかかわらず、是正勧告後の一定期間の経過により委託料の減額が決定された日が含まれる毎月分についての委託料からこれを行うものとする。

- 止むを得ない事由により、甲の求める仕様を満たすことができない場合、又は継続して甲の求める仕様において業務を提供することが困難であると予見される場合、乙は甲に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告するものとし、その改善策に関して甲と協議する。

乙の通知した事由に合理性がある場合、甲は対象となる業務の中止又は甲の求める仕様の変更を認め、当該期間中は勧告及び委託料の減額の対象としないものとする。

- 是正勧告の実施及び委託料の減額手続は、本条の規定の他については甲乙協議して定めるものとする。

（委託料の返還）

第15条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は甲に対して、当該虚偽記載が無ければ甲が前条の規定に従い減額し得た委託料の金額を速やかに返還しなければならない。

（委託業務完成保証人）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、委託業務完成保証人に対して、委託業務を完成すべきことを請求することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙の業務の遂行が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
 - (3) 第9条の規定による命令に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲が、委託業務完成保証人に前項の請求をしたときは、第5及び6条の規定により、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継したものとみなす。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 業務の遂行が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
 - (3) 第9条の規定による命令に違反したとき。
 - (4) 乙が第18条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
 - (6) 正当な事由によって、乙が契約解除を申し出たとき。
- 2 前項第6号の場合を除き契約が解除されたときは場合において、乙は委託金額の100分の10に相当する額違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により委託業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

(委託金の清算)

第19条 前2条の規定により契約が解除されたときは、甲は委託金の清算をするものとする。

(守秘義務及び従事者の指導、監督)

第20条 乙及び従事者は業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、従事者が業務上知りえた秘密を他に漏らさないよう指導・監督するとともに従事者の服務規律の徹底及び事故の発生防止に努めなければならない。
- 3 第5条及び第6条により承認を受けた下請及び再委託先についても本条を適用する。

(作業者の服装)

第21条 乙は、作業者には一定の作業衣を着用させ、作業者であることを明瞭にし、清潔を保持しなければならない。但し、作業衣については事前に公益財団法人三重県体育協会の承認を得るものとする。

(その他)

第22条 この契約に定めのない事項については、公益財団法人三重県体育協会会計規程の規定による。

2 この契約に関して疑義が生じた時は、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に関わる一切の紛争は甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。